所定疾患施設療養費Ⅰについて

介護老人保健施設において、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、施設内で治療管理対応を行った場合に算定いたします。

【算定条件】

１　所定疾患施設療養費Ⅰは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日間を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。

２　所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

３　所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹

二 蜂窩織炎

４　肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

５　算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

６　当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和5年度

疾患名		2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
肺 炎	人数	0	1	1	1	1	0
	日数	0	7	5	2	5	0
尿路感染症	人数	6	2	2	3	3	3
	日数	30	4	6	12	13	14
帯状疱疹	人数	0	1	2	2	0	0
	日数	0	2	8	12	0	0
蜂窩織炎	人数	1	1	3	1	0	1
	日数	7	7	19	6	0	7

疾患名		2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月
肺 炎	人数	3	3	1	2	0	2
	日数	11	11	4	13	0	7
尿路感染症	人数	2	3	6	2	4	5
	日数	7	9	29	9	14	25
帯状疱疹	人数	0	0	0	1	0	0
	日数	0	0	0	7	0	0
蜂窩織炎	人数	5	1	1	0	0	0
	日数	28	4	2	0	0	0